

ミノルタ千代光会会則

(名称)

第 1 条 この会はミノルタ千代光会と称する。

(目的)

第 2 条 この会は会員相互の親睦と福祉を計り、あわせて会社の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は次の事業を行う。

1. 会員の懇親会およびその他行事の開催。
2. 会務報告および連絡(会報その他)。
3. 会員の慶弔見舞。
4. ミノルタ慰霊塔の法要。
5. その他この会の目的を達成するために必要な事業。

(事務局)

第 4 条 この会の事務局はコニカミノルタ会社内に置く。

(細則)

第 5 条 この会則の運営に必要な事項は細則を別に定める。

(会員)

第 6 条 次に掲げる者を以て会員とする。

1. 正会員
ミノルタカメラ(株)ミノルタ(株)およびコニカミノルタ(株)に在籍し、定年退職および20年以上勤続円満退職した従業員で55才に達した者。
2. その他理事会の承認を得た者。

(入会金)

第 7 条 入会金は2万円とする。(納金後は返金せず)

(資格喪失)

第 8 条 会員が次の事項の一に該当する時は資格を喪失する。

1. 死亡したとき。
2. 所定の脱会手続きを行ったとき。
3. 理事会が不相当と認めるとき。

(会議)

第 9 条 この会を運営するための会議は理事会および地区総会とする。

第 10 条 理事会は会長の招集により開催し、下記事項を決議する。

1. 事業計画ならびに年度予算、決算。
2. 会則、諸規定および細則の制定ならびに改廃。
3. 資産の管理、処分。
4. その他重要な事項。

第 11 条 地区総会は年1回以上開催し、下記事項を付議する。

1. 理事ならびに監事の選出。
2. 地区事業計画。
3. その他地区における重要な事項。

第 12 条 理事会は構成員の過半数の出席を要し、出席者の過半数を以て議事を決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 13 条 この会に下記役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 理事 若干名 監事 2名 顧問 若干名

第 14 条 会長、副会長は理事会において理事の互選により定め、顧問は理事会の推薦により定める。

(役員業務)

第 15 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

(会長は理事会を招集し、会議の議長となる)副会長は会長を補佐する。

イ. 理事は理事会を構成して会長を補佐し、第 10 条に定める事項を決議すると共に諸般の運営に当たる。

- ロ. 顧問はこの会の相談役として随時理事会に出席し、理事会の諮問に応ずる。
- ハ. 監事はこの会の経理状況および会務を監査し理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第 16 条 (会計) 役員は 2 年とする。ただし補充によって選出された役員は前任者の残任期間とする。
- 第 17 条 この会の経費は入会金、寄付金その他の収入などを以て充てる。
- 第 18 条 この会の会計は事務局が担当し、理事会の決議に従って運営する。
- 第 19 条 (付則) この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。
- 第 20 条 この会の円滑な運営を行うため、各事業所担当部署に協力を要請することができる。運営実務は事務局が担当し、事務局員は会長が任命する。
- 第 21 条 地区は次の 3 地区とする。関西地区 中部地区 関東地区
- 第 22 条 この規程は平成 30 年 4 月 17 日より施行する。

慶弔見舞金規定

- 第 1 条 (目的) 会則第 3 条第 3 項に定める会員の慶弔にあたってはこの規定により慶弔見舞金を贈る。
- 第 2 条 (慶祝事項) 会員の慶祝については次の祝い品を贈る。
古稀 (満 70 才) 祝品
- 第 3 条 (弔慰金) 会員が死亡したときはその遺族に対し次の供花料または弔慰金を贈る。
供花料 1 万円 または 弔慰金 1 万円

細則

1. 正会員
会則第 6 条第 2 項、その他理事会の承認を得た者とは、理事 2 名以上の推薦があり、理事会においてその確認を行い承認したものとする。
2. 入会時期
会則第 6 条第 1 項の正会員資格取得者は、随時入会手続きができる。
3. 理事の選出
会則第 11 条の理事の選出は、地区の事情により次の何れかの方法による。
 - イ. 地区総会出席者の投票による。
 - ロ. 地区総会出席者の協議による。
 - ハ. 地区所属理事の協議による推薦候補者を公表して、地区総会の承認を得る。
 - 二. 中部・関東地区には、理事の互選でそれぞれ代表理事を選出する。
4. 旅費・交通費
役員会出席など、会の業務のための会員の旅費・交通費は、実費支給を原則とし次による。
 - イ. 片道 100Km 以上の場合
交通費: 実費
宿泊費: 8000 円
日当 : 1700 円 (宿泊費支給の場合はなし)
 - ロ. 片道 100Km 未満の場合
交通費: 実費
食事代: 現物支給 または 昼食代 800 円
5. 活動費
役員、事務局員などに次の活動費を支給する。
 - イ. 会長 年 1 万円
 - ロ. 代表理事 年 8 千円
 - ハ. 理事 年 4 千円
 - 二. 監事 年 4 千円

- ホ. 事務局員 月 5千円
- へ. その他 活動実態に応じて理事会で定める。
なお、イ～ホの兼務者に重複支給は行わない。

付則 昭和 51 年 8 月 1 日
改訂 昭和 53 年 4 月 1 日
改訂 昭和 62 年 4 月 1 日
改訂 平成 16 年 4 月 1 日
改訂 平成 17 年 4 月 1 日
改訂 平成 19 年 4 月 1 日
改訂 平成 22 年 4 月 1 日
改訂 平成 30 年 4 月 17 日
改訂 令和 4 年 4 月 1 日